

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	13	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他(国民健康保険税)</u>		
要望項目名	国民健康保険税の課税限度額の見直し		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額 ・特例措置の内容 国民健康保険税の課税限度額については、中間所得者層の負担軽減を図るため、限度額超過世帯割合等を考慮し、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税額の限度額を10万円から12万円に見直しを行う。 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第703条の4第12項、第21項及び第30項 ・地方税法施行令第56条の88の2第1項から第3項まで 		
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国民健康保険税の課税限度額の見直し、適正化により被保険者間の負担の公平性を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 税の公平性の観点から、限度額超過世帯割合等を考慮し適宜見直しを行った上で適正化する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
		ページ	13-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」 施策目標10 「全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」 10-1 「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」
	政策の達成目標	国民健康保険の保険者が、国民健康保険税の課税限度額を見直し、適正化により被保険者間の負担の公平性を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	国民健康保険税の課税限度額を見直し、被保険者間の負担の公平性を高めることで、国民健康保険制度の安定的な運営を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国民健康保険税の課税限度額の見直し、適正化により被保険者間の負担の公平性を図ることは妥当である。
	ページ	13—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成22年度においては、基礎課税額の上限額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の上限額を12万円から13万円に見直す要望をしている。